

浄化槽管理者(浄化槽使用者)の皆様へ

浄化槽の設置後の流れ (※浄化槽法により義務化されておりますので必ず実施してください。)

1. 保守点検[点検・調整・修理] 頻度：おおむね年4回(4ヶ月に1回以上)・・・浄化槽法第8条

初回保守点検は使用開始からおおむね1ヶ月後に実施

1. 浄化槽の装置が適正に稼働しているかを点検し、機器の調整・修理、スカム(浮遊物)や汚泥の蓄積状況を確認する点検です。

点検内容 ①スカムの返送や逆洗による洗浄、清掃時期の判断
②送風機(ブロー)の点検や空気量の調整
③消毒剤の補充
④微生物などの管理
⑤放流水質のチェック等書類検査

2. 検査をする機関(福島県の登録を受けた浄化槽保守点検業者)

※保守点検及び清掃や法定検査の保守点検記録票は3年間大切に保管して下さい。

2. 浄化槽法第7条検査[設置後の水質検査] → 検査手数料(10人槽以下) 10,000円

頻度：浄化槽設置後3カ月を経過した後に検査・1回のみ(翌年からは第11条検査を実施します。)

1. 浄化槽の工事及び保守点検等が適正に実施されていて、機能が正常には発揮しており放流されている水質が適正かを検査します。

検査内容 ①外観検査(約75項目) ②水質検査(約6項目) ③書類検査(約5項目)

2. 検査する機関(福島県知事が指定する指定検査機関)

県内においては、社団法人福島県浄化槽協会 浄化槽検査委員会が実施します。

3. 清掃[汚泥の引出し等] 頻度：おおむね年1回(1年に1回以上)・・・浄化槽法第10条

1. 浄化槽を適正に使用していても、1年程度経過すると槽の中に微生物が浄化できない物(トイレトーパー等)や微生物の死骸などがスカムや汚泥となって溜まります。そのため水質の低下や悪臭の原因とならないように抜き取り清掃を行います。

清掃内容 ①槽に溜まった夾雑物や微生物を抜き取る
②水道水等で浄化槽内の機器を洗浄
③内部の破損の有無、エア管の接続の確認

2. 清掃をする機関(伊達地方衛生処理組合管理者の許可を受けた浄化槽清掃業者)

※EM菌などを投入しても、清掃は浄化槽法で1年に1回以上は行わなければならないと規定されておりますので、必ず年1回は清掃を行ってください。

4. 浄化槽法第11条検査[定期検査] → 検査手数料(10人槽以下) 6,000円

頻度：定期的に毎年1回

1. 設置されたすべての浄化槽で、保守点検及び清掃等が適正に実施され、浄化機能が正常に維持されているか否かを確認する検査で、改善事項があれば早期に是正することを目的とした検査です。

検査内容 ①外観検査(約98項目) ②水質検査(約6項目) ③書類検査(約7項目)

2. 検査をする機関(福島県知事が指定する指定検査機関)

県内においては、社団法人福島県浄化槽協会 浄化槽検査委員会が実施します。

(浄化槽検査委員会から委嘱された検査補助員)

【連絡先 国見町役場上下水道課上下水道係 電話585-2997(直通)】